

これらの規定により各事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

十五 措置法第四十三条第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

十六 措置法第四十三条の二第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

十七 措置法第四十四条第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

十八 措置法第四十四条の二第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

十九 措置法第四十四条の三第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

二十 措置法第四十四条の四第一項又は第二項の規定 これらの規定に規定する特別償却限度額

二十一 措置法第四十五条の五第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

二十二 措置法第四十五条第一項から第三項までの規定 これらの規定に規定する特別償却限度額

二十三 措置法第四十五条の二第一項から第三項までの規定 これらの規定に規定する特別償却限度額

二十四 措置法第四十六条第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

二十五 所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号。以下この条及び第四条において「平成三十一年改正法」という。）附則第五十二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年改正法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（第二十八条号イ及び第四条において「平成三十一年旧措置法」という。）第四十七条の二第一項の規定（同条第三項第二号に係る部分を除く。）同条第一項に規定する特別償却限度額

二十六 措置法第四十七条第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

二十七 措置法第四十八条第一項の規定 同項の規定 これらの規定に規定する普通償却限度額

限度額として政令で定める金額に加算された
次に掲げる規定に係る同条第一項又は第四項
に規定する特別償却不足額又は合併等特別償
却不足額

イ 平成三十一年改正法附則第五十二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年旧措置法第四十七条の二第一項の規定(同条第三項第二号に係る部分を除く。)

ロ 措置法第四十二条の六第一項、第四十二条の十第一項、第四十二条の十一第一項、第四十二条の十一の二第一項、第四十二条の十一の三第一項、第四十二条の十二の四第一項、第四十二条の十二の六第一項、第四十二条の十二の七第一項から第三項まで又は第四十三条から第四十八条までの規定

十九 措置法第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定(次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額イ 措置法第五十二条の三第一項又は第十一項の規定(前号イ又はロに掲げる規定に係る同条第一項又は第十一項に規定する特別償却限度額

口 措置法第五十二条の三第二項又は第十二項の規定(前号イ又はロに掲げる規定に係る同条第二項又は第十二項に規定する特別償却限度額に満たない金額ハ 措置法第五十二条の三第三項の規定(前号イ又はロに掲げる規定に係る同項に規定する合併等特別償却準備金積立不足額

二十 措置法第五十五条第一項又は第八項の規定(これららの規定により損金の額に算入される金額

二十一 措置法第五十六条第一項の規定(同項の規定により損金の額に算入される金額

二十二 措置法第五十七条の四第一項の規定(同項の規定により損金の額に算入される金額

二十三 措置法第五十七条の五第一項又は第十二項の規定(これららの規定により損金の額に算入される金額

二十四 措置法第五十七条の六第一項又は第八項の規定(これららの規定により損金の額に算入される金額

二十五 措置法第五十七条の七第一項の規定(同項の規定により損金の額に算入される金額

二十六 措置法第五十七条の七の二第一項の規定(同項の規定により損金の額に算入される

三十七 指置法第五十七条の八第一項又は第九項の規定これららの規定により損金の額に算入される金額

三十七 指置法第五十九条の八第一項、第二項又は第八項の規定これららの規定により損金の額に算入される金額

三十八 指置法第五十八条第一項、第二項又は第八項の規定これららの規定により損金の額に算入される金額

三十九 指置法第五十九条第一項又は第二項の規定これららの規定により損金の額に算入される金額

四十 指置法第五十九条の二第一項の規定同項に算入される金額

四十一 指置法第六十条第一項又は第二項の規定これららの規定により損金の額に算入される金額

四十二 指置法第六十一条第一項の規定同項の規定により損金の額に算入される金額

四十三 指置法第六十一条の二第一項の規定同項の規定により損金の額に算入される金額

四十四 指置法第六十一条の三第一項の規定同項の規定により損金の額に算入される金額

四十五 指置法第六十四条第一項又は第九項の規定これららの規定により損金の額に算入される金額

四十六 指置法第六十四条の二第一項、第二項、第七項又は第八項の規定同項第一項若しくは第二項の規定により損金の額に算入される金額、同条第七項において準用する指置法第六十四条第一項の規定により損金の額に算入される金額又は指置法第六十四条の二第八項において準用する指置法第六十四条第一項の規定により損金の額に算入される金額又は指置法第六十五条第一項又は第五項の規定これららの規定により損金の額に算入される金額

四十七 指置法第六十五条第一項又は第五項の規定これららの規定により損金の額に算入される金額

四十八 指置法第六十五条第三項の規定同項において準用する次に掲げる規定により損金の額に算入される金額

(1) 指置法第六十四条第一項又は第九項の規定

(2) 指置法第六十四条の二第七項において準用する指置法第六十四条第一項の規定

(4) 措置法第六十四条の二第八項において準用する措置法第六十四条第九項の規定ハ措置法第六十五条第十項の規定次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める

(4) 指置法第六十四条の二第八項において準用する指置法第六十四条第九項の規定
指置法第六十五条第十項の規定 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1) 指置法第六十五条第十項第一号に掲げる場合 同項に規定する適用譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額(同項に規定する譲渡利益額をいい、当該譲渡利益額に係る法人税法施行令(昭和四十年政令第百九十七号)第二百二十二条の十二第五項に規定する調整済額がある場合には、当該調整済額を控除した金額とする。(2)において同じ。)から指置法第六十五条第十項第一号に規定する計算した金額を控除した金額

(2) 指置法第六十五条第十項第二号に掲げる場合 同項に規定する適用譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額

四十八 指置法第六十五条の二第一項、第二項若しくは第七項又は租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第三十九条の三第六項の規定これららの規定により損金の額に算入される金額

四十九 指置法第六十五条の三第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

五十 指置法第六十五条の四第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

五十一 指置法第六十五条の五第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

五十二 指置法第六十五条の五の二第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

五十三 指置法第六十五条の七第一項又は第九項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

五十四 所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第六十九条第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条及び第四条第二項第一号において「平成二十九年旧効力措置法」という。)第六十五条の八第七項又は第八項の規定 同条第七項において準用する平成二十九年旧効力措置法第六十五条の七第一項の規定により損金の額に算入される金額

額又は平成二十九年旧効力措置法第六十五条の八第八項において準用する平成二十九年旧効力措置法第六十五条の七第九項の規定により損金の額に算入される金額

五十五 措置法第六十五条の八第一項、第二項、第七項又は第八項の規定 同条第一項若しくは第二項の規定により損金の額に算入される金額、同条第七項において準用する措置法第六十五条の七第一項の規定により損金の額に算入される金額又は措置法第六十五条の八第八項において準用する措置法第六十五条の七第九項の規定により損金の額に算入される金額

五十六 平成二十九年旧効力措置法第六十五条の九の規定 同条に規定する交換をした場合における平成二十九年旧効力措置法第六十五条の八の規定により損金の額に算入される金額

五十七 措置法第六十五条の九の規定 同条に規定する交換をした場合における措置法第六十五条の七又は第六十五条の八の規定により損金の額に算入される金額

五十八 措置法第六十五条の十第一項又は第四項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

五十九 措置法第六十六条第一項又は第四項の規定 これららの規定により損金の額に算入される金額

六十 措置法第六十六条の十第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

六十一 措置法第六十六条の十一第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

六十二 措置法第六十六条の十一の二第一項の規定 同項の規定の適用を受ける同項に規定する特定業績連動給与の額

六十三 措置法第六十六条の十一の三第一項又は第二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第六十六条の十一の三第一項の規定 同項に規定する認定特定非営利活動法人である法人の同項の規定により読み替えて適用する法人税法第三十七条第五項の規定によりその収益事業（同法第二条第十三条号に規定する収益事業をいう。）に係る寄附金の額とみなされた金額

ロ 措置法第六十六条の十一の三第二項の規定 法人（法人税法第二条第八号に規定す

る人格のない社団等及び同様第二十九号の二に規定する法人課税信託の受託者である個人を含む。(以下同じ。)が支出した同項の規定により読み替えられた法人税法第三十七条第四項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金の額

六十四 指置法第六十六条の十一の四第一項又は第二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 指置法第六十六条の十一の四第一項の規定 同項の規定により読み替えて適用する法人税法第五十七条第一項の規定により損金の額に算入される金額から当該金額のうち各事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度において生じた同項に規定する欠損金額に相当する金額を控除した金額

ロ 指置法第六十六条の十一の四第二項の規定 同項の規定により読み替えて適用する法人税法第五十七条第一項の規定により損金の額に算入される金額

六十五 指置法第六十六条の十三第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

六十六 指置法第六十七条第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

六十七 指置法第六十七条の二第一項の規定 その事業年度の所得の金額

六十八 指置法第六十七条の三第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

六十九 指置法第六十七条の四第一項から第五項まで、第九項又は第十項の規定 同条第二項の規定により損金の額に算入される金額、同条第二項(同条第九項において準用する場合を含む。)若しくは第三項(同条第十項において準用する場合を含む。)の規定により損金の額に算入される金額又は同条第四項若しくは第五項の規定により損金の額に算入される金額

七十 指置法第六十七条の五第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

七十一 指置法第六十七条の六第一項の規定 同項の規定の適用を受ける同項に規定する特定株式投資信託の収益の分配の額

七十二 指置法第六十七条の七第一項の規定 同項の規定の適用を受ける同項に規定する特例非支配目的株式等に係る配当等の額

七十三 指置法第六十七条の十四第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される

七十四 指置法第六十七条の十五第一項の規定
同項の規定により損金の額に算入される
金額

七十五 指置法第六十八条の三の二第一項の規定
同項の規定により損金の額に算入される
金額

(適用額明細書の記載事項等)

七十六 指置法第六十八条の三の三第一項の規定
同項の規定により損金の額に算入される
金額

七十七 指置法第六十九条の二第一項第七号に規定する財務省
令で定める事項は、同号の法人税申告書に係る
次に掲げる事項とする。

一 その法人の名称、納稅地及び法人番号(行政
手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律
第二十七号)第二条第十五項に規定する法
人番号をいう。)

二 その法人の事業年度の開始の日及び終了
の日

三 その法人の行う事業の属する業種

四 その法人の事業年度終了の時における資本
金の額又は出資金の額

五 その法人の事業年度の所得の金額又は法人
税法第二条第十九号に規定する欠損金額

六 その法人の事業年度において適用を受ける
法人税関係特別措置に関する次に掲げる事項
イ 措置法の条項
ロ 当該法人税関係特別措置の適用額

二 適用額明細書の様式は、別記様式のとおりと
する。

三 国税庁長官は、前項の別記様式の様式につい
て必要があるときは、所要の事項を付記するこ
と又は一部の事項を削ることができる。
(適用額明細書の提出義務の対象となる法人税
関係特別措置)

第四条 租税特別措置の適用状況の透明化等に關
する法律施行令(平成二十二年政令第六十七
号。次項において「令」という。)第二条第二
号に規定する財務省令で定める規定は、次に掲
げる規定とする。

一 平成三十一年改正法附則第五十二条第五項
の規定によりなおその効力を有するものとさ
れる平成三十一年旧指置法第四十七条の二第
一項(同条第三項第二号に係る部分に限る。)
の規定

二 所得税法等の一部を改正する法律(令和二
年法律第八号)附則第八十六条第四項の規定

によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条第一項の規定

三 所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第五十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十五条第二項の規定

四 所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）附則第四十八条第一項又は第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第四十三条の二第一項の規定

五 所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第四十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第四十三条の二第一項の規定

一 平成二十九年旧効力措置法第六十五条の八（第九項、第十一項、第十二項、第十四項及び第十五項を除く。）又は第六十五条の九の規定

二 平成三十一年改正法附則第五十二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年旧措置法第四十七条の二第一項（同条第三項第二号に係る部分を除く。）の規定

（適用実態調査の実施に関する細目）

第五条 適用実態調査（法第四条第一項の規定に基づき行うものに限る。）は、法人税関係特別措置ごとに、法第五条第一項第一号に規定する適用者数又は適用総額について、四月一日から翌年三月三十一日までの間に終了する事業年度の法人税申告書に係る適用額明細書に記載された事項を集計することにより行うものとする。

前項の場合において、その集計は、当該法人税関係特別措置の適用を受けた法人の業種別、資本金の額若しくは出資金の額の階級別若しくは法人の所得の金額の階級別又はこれらを組み合わせた区分別に行うものとする。

（報告書の作成方法）

第六条 法第五条第一項に規定する適用実態調査の結果に関する報告書に記載すべき同項各号に掲げる事項（前条第一項に規定する適用実態調

(經過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第二条の規定並びに様式第一及び様式第二による適用額明細書は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日（以下第三項までにおいて「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（同法第二条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の施行日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の施行日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお從前の例による。

新規則第二条第一号、第二号、第六十一号、第六十二号、第一百六号及び第一百七号の規定並びに様式第一（記載要領第四号の表中小企業者等の法人税率の特例の項、中小企業等の貸倒引当金の特例の項及び特定の医療法人の法人税率の特例の項に係る部分に限る。）による適用額明細書は、法人の施行日以後に開始する事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度に係る法人税の申告については、なお從前の例による。

新規則第二条百二十五号、第一百二十六号、第一百八十二号、第一百八十三号、第二百一十八号及び第二百二十九号の規定並びに様式第二（記載要領第四号の表中小企業者等である連結法人の法人税率の特例の項、中小連結法人等の貸倒引当金の特例の項及び特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例の項に係る部分に限る。）による適用額明細書は、連結法人の連結事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に開始する連結事業年度に係る法人税の申告について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお從前の例による。

4 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百四十四号。次項において「平成二十三年十二月改正法」という。）附則第三

六十三条第一項の規定の適用がある場合には、新規則第二条の規定の適用については、同条第三号、第六号、第七号又は第八号の第一二

附則（平成二四年四月一三日財務省令
第四号）
この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第二条第二百七十八号を同条第二百八十八号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同号の次に一号を加える部分に限る。）、同条第五十七号を同条第六十二号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同号の次に一号を加える部分に限る。）、様式第一の記載要領第四号の表原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の項の次に次のように加える改正規定（同号の次に一号を加える部分に限る。）、同条第六号の改正規定、同号を同条第二百三十五号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同号の次に一号を加える部分に限る。）、同条第六号の次に一号を加える改正規定、様式第一の記載要領第四号の表エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却の項の改正規定、同表エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項の改正規定

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百八号）附則第一条第三号に掲げる現定の

了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

附 則（平成二四年九月二八日財務省令第五八号）

この省令は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

附 則（平成二五年四月一二日財務省令第三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則第二条の規定並びに同会員様式第一及び様式第二による適用額明細書は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成二十五年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（同法第二条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。以下同じ。）の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(施行期日)

税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）の平成二十六年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（同法第二条第十二条の七の四に規定する連結法人をいう。以下この項において同じ。）の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

2 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十一号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行日の前日までの間における新規則第二条の規定並びに新規則様式第一及び新規則第二条による適用額明細書の適用については、同条第二十四号及び第一百三十六号中「又は、第二項の規定」これららの規定」とあるのは、「の規定 同項」と、新規則様式第一の記載要領の項由第11項（特別償却準備金）（第43条の2第二項）とあるのは「第11項（特別償却準備金）

3 一 と あ る の は	第68条の4 第2項、第3項又は第1項 (特別償却準備金)	第68条の4 第1項又は第11項 (特別償却準備金)	第68条の4 第2項 (特別償備金)	第68条の4 第1項 (特別償備金)	第68条の4 第1項 (特別償備金)
	35100 金額	05160 法規別表十 「9」の欄の	05150 法規別表十六 「9」「9」の	0514 法規別表十六 「32」「8」の	0510 法規別表十六 「32」の欄、別
		欄の金額	の欄の金額	表十六(三) 「28」の欄、別	表十六(三) 「32」の欄、別
				表十六(四) 「5」「30」	表十六(四) 「5」「30」

第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）（平项）	第52条の3第1項又は第12項（特別償却準備金）（平项）	第52条の3第1項又是第12項（特別償却準備金）（平项）	第47条の2第1項（償却費）（同条第3項第3号）	第47条の2第1項（償却費）（同条第3項第3号）
77400	14500	04500	93500	77400
欄の金額	法規別表十六 （九）「9」の 欄の金額	法規別表十六 （九）「8」の 欄の金額	法規別表十六 （二）「32」の 欄、別表十六 （二）「3」の 欄、別表十六 （二）「32」の 欄、別表十六 （四）「28」 の欄又は別表 十六（五） 「30」の欄	法規別表十六 （九）「9」の 欄の金額

第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）（平项）	第52条の3第1項又是第12項（特別償却準備金）（平项）	第52条の3第1項又是第12項（特別償却準備金）（平项）	第47条の2第1項（償却費）（同条第3項第3号）	第47条の2第1項（償却費）（同条第3項第3号）
77400	14500	04500	93500	77400
欄の金額	法規別表十六 （九）「9」の 欄の金額	法規別表十六 （九）「8」の 欄の金額	法規別表十六 （二）「32」の 欄、別表十六 （二）「3」の 欄、別表十六 （二）「32」の 欄、別表十六 （四）「28」 の欄又是別表 十六（五） 「30」の欄	法規別表十六 （九）「9」の 欄の金額

三十五第一項（平成二十五年旧措置法第四十七条の二第三項第三号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に掲げる規定の適用を受けた場合における旧規則第二条第百五十七号、第百五十一号、第百五十七号又は第百五十八号に定める適用額については、なお従前の例による。

改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第一条第八号、第九号、第九十四号及び第九十五号の規定並びに新規則様式第一（記載要領第四号の表地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却の項から雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の項までに係る部分に限る。）及び様式第二（記載要領第四号の表地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却の項から雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の項までに係る部分に限る。）による適用額明細書は、法人の前条第二号に定める日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

新規則第二条第五十五号（ハに係る部分に限る。）、第八十二号、第一百四十一号（ハに係る部分に限る。）及び第一百六十七号の規定並びに新規則様式第一（記載要領第四号の表換地処分等に係る資産を取得した場合の課税の特例の項（第65条第10項）の欄に係る部分に限る。）及び様式第二（記載要領第四号の表換地処分等に係る資産を取得した場合の課税の特例の項（第68条の72第10項）の欄に係る部分に限る。）及び保険会社の受取配当等の益金不算入の特例の項に係る部分に限る。）及び様式第二（記載要領第四号の表換地処分等に係る資産を取得した場合の課税の特例の項（第68条の72第10項）の欄に係る部分に限る。）及び保険会社の受取配当等の益金不算入の特例の項に係る部分に限る。）による適用額明細書は、法人の平成二十七年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

5 新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書は、前三項に定めるものを除き、法人の平成二十七年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

6 この省令の施行の日から水防法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)の施行の日の前日までの間における新規則第二条及び第四条の規定並びに新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書の適用については、新規則第二条第二十七条号中「又は第十四項の規定」とあるのは「の規定」と、同条第三十号ハ中「、第十二項又は第十四項」とあるのは「又は第十二項」と、同条第一百十三号中「又は第十四項の規定」とあるのは「の規定」と、同条第一百六十六号ハ中「、第十二項又は第十四項」とあるのは「又は第十二項」と、新規則第四条第二項第四号中「、第十二項若しくは第十四項」とあるのは「若しくは第十二項」と、新規則様式第一の記載要領第四号の表特定都市再生建築物等の割増償却(特定再開発建築物等の割増償却)の項目中「第47条の2第1項」とあるのは「第47条の2第1項」と、新規則様式第二の記載要領第四号の表特定都市再生建築物等の割増償却(特定再開発建築物等の割増償却)の項目中「第68条第3項第4号」とあるのは「第47条の2第3項第3号」と、新規則様式第二の記載要領第四号の表特定都市再生建築物等の割増償却(特定再開発建築物等の割増償却)の項目中「第68条第3項第4号」とあるのは「第68条の3第5第1項」とあるのは「第68条の3第5第1項」と、「第47条の2第3項第3号又は平成27年旧措置法第47条の2第3項第4号」とあるのは「第47条の2第3項第4号」とある。

附 則（平成二八年四月一五日財務省令
第四三号）

る適用額明細書については、なお従前の例によ
る。

一 第二条第九号の次に一号を加える改正規定、同条第九十五号を同条第九十七号として、同号の次に一号を加える改正規定（同条第十五号を同条第九十七号とする部分を除く。）、様式第一の記載要領第四号の表特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却の項の前に次のように加える改正規定及び様式第二の記載要領第四号の表特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却の項の前に次のように加える改正規定並びに次条第二項の規定（地域再生法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二号）の施行の日）

二 第二条第百十四号を同条第百十七号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第百十四号を同条第百十七号とする部分を除く。）、同条第二十八号を同条第二十九号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第二十八号を同条第二十九号とする部分を除く。）、

様式第一の記載要領第四号の表倉庫用建物等の割増償却の項の改正規定及び様式第二の記載要領第四号の表倉庫用建物等の割増償却の項の改正規定並びに次条第三項の規定（業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二号）の施行の日）

前条第一号に定める日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用する。)による適用額明細書は、法人の認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除の項に係る部分に限る。)による適用額明細書は、法人の新規則第二条第三十号及び第一百八十八号の規定並びに新規則様式第一(記載要領第四号の表倉庫用建物等の割増償却の項に係る部分に限る)及び様式第二(記載要領第四号の表倉庫用建物等の割増償却の項に係る部分に限る。)による適用額明細書は、法人の前条第二号に定める日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について、なお従前の例による。

この省令の施行の日(以下「施行日」という。)から前条第二号に定める日の前日までの間における新規則第二条及び第四条の規定並びに新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書の適用については、新規則第二条第三十二号二中「又は第十項の規定」とあり、及び「又は第四十八条第一項の規定」とあり、並びに同条第一百二十号二中「又は第十項の規定」とあり、及び「又は第六十八条の三十六第一項の規定」とあるのは「又は」と、「若しくは第十項の規定」と二項第五号中「若しくは第十項又は」とあり、及び「若しくは第四十八条第一項又は」とあるのは「又は」と、「若しくは第六十八条の三十六第一項の規定」とあるのは「の規定」とする。

新規則様式第一(記載要領第三号、同第四号の表中小企業者等の法人税率の特例の項及び同第五号に係る部分に限る。)による適用額明細書は、法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に開始した事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

施行日から国立研究開発法人情報通信研究機構及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第号)の施行の日の前日までの間にかけ

る新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書の適用については、新規則様式第一の記載要領第四号の表特定地域における電気通信設備の特別償却（特定信頼性向上上設備等の特別償却）の項中「特定地域における電気通信設備の特別償却（特定信頼性向上上設備等の特別償却）とあるのは、「特定信頼性向上上設備等の特別償却」

と あ る の は	第5項又は第1項(特別償却準則)の金額(九)「8」の欄	第52条の3第44条の5第1項(特別償却費)	第52条の3第44条の5第1項(特別償却費)	第52条の3第44条の5第1項(特別償却費)	平成28年旧措置法第1項(償却費)
	1 9 5 0 0	0 9 5 0 0	2 5 4 0 0	1 5 4 0 0	
	法規別表十六の欄の金額(九)「30」の欄	法規別表十六の欄の金額(九)「32」の欄	法規別表十六の欄の金額(九)「36」の欄	法規別表十六の欄、別表十六の欄、別表三二の欄	

「一と、新規則様式第一の記載要領第四号の表特定地域における電気通信設備の特別償却（特定信頼性向上設備等の特別償却）」とあるのは「特定信頼性向上設備等の特別償却」と、

第 1 項	第 1 項 (第 4 項) 債 却 準 備 金 条 の 5	第 1 項 (第 1 項) 債 項 又 は 第 3	第 5 2 条 の 3	費 (償 却)	第 4 4 條 の 5
	2 4 0 5 0			1 4 0 5 0	
金 額	法 規 別 表 十 六 (九) 「8」 の 欄 の 金 額	法 規 別 表 十 六 の 欄 の 金 額	「3 6」 の 欄 、 別 表 十 六 (三) 「3 十六 (五) 「3 0」	表 十 六 「3 6」 の 欄 、 別 表 十 六 「3 0」	法 規 別 表 十 六 (二) 「3 2」 の 欄 、 別 表 十 六 「3 0」

「とする

六附
二則

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する
法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第三条の規定による改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則様式第一及び様式第二による適用額明細書は法人の施行日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（法人税法第二条第十一号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。）の施行日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の施行日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

附 則（平成二八年九月三〇日財務省令第七三号）
この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。
附 則（平成一九年三月三一日財務省令第二五号）

2 政改後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則第四条の規定は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。

る。 結事業年度に係る法人税の申告について適用す

税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。」が施行日前に開始した連結事業年度（改正法附則第二条第一項第六号に規定する連結事業年度をいう。）に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

（施行期日）

附 則（令和三年三月三一日財務省令第二六号）

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項に二号を加える改正規定（第八号に係る部分に限る。）及び次条第二項の規定は、令和四年四月一日から施行する。

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第四条の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下この項において同じ。）の同日以後に終了する連結事業年度（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第六号に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下「令和二年改正法」という。）第三条の規定による改正前の法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。）の同日以後に終了した連結事業年度（令和二年改正法附則第二条第六号に規定する連結事業年度をいう。）に係る法人税の申告について適用する。

附則（令和三年三月三一日財務省令第
三号）

附 則（令和三年三月三一日財務省令第三三号）

この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第十二条の改正規定（租税特別措置法の適用状況の透明化等に関する法律施行規則第四条第二項に十号を加える改正規定に係る部分（同項第九号中「第六十八条の十五の六の二」を「から第六十八条の十五の七まで」に改める部分、同項第十号に係る部分及び同項第七号に係る部分に限る。）に限る。）は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和二年法律第二号）の施行の日から施行する。

附 則（令和三年四月一五日財務省令第四四号）抄

施行期日

一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条第十五号の改正規定、同号を同条第十三号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第十五号を同条第十三号とする部分を除く。）、同条第三十四号への改正規定（第四十二条の五第一項、「及び「第四十二条の十二の三第一項」を削る部分を除く。」）、同条第三十六号を同条第三十四号へ加える改正規定（同条第三十六号を同条第三十四号とする部分を除く。）、同条第七十二号を同条第七十号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第七十二号を同条第九十六号とする部分を除く。）、同条第九号を同条第九十六号とする部分を除く。）、同条第七十号への改正規定（「第六十八条の十第一項」及び「第六十八条の十五の四第一項」を削る部分を除く。）、同条第一百二十号を同条第一百十七号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第一百二十号を同条第一百七十七号とする部分を除く。）、同条第一百五十九号を同条第九十六号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第九十九号を同条第九十六号とする部分を除く。）、同条第一百八号への改正規定（「第六十八条の十第一項」、「及び「第六十八条の十五の四第一項」を削る部分を除く。」）、同条第一百五十九号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第一百五十九号を同条第一百五十六号とする部分を除く。）、様式第一の記載要領第四号の表認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却の項の改正規定、同表認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項の

改正規定（「別表六（二十七）「16」を
「別表六（三十）「16」に改める部分を除

改正規定（別表六（二十七）「16」を「別表六（三十）「16」に改める部分を除く。）、同項の次に次のように加える改正規定、同表認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例の項の次に次のように加える改正規定、同表海外投資等損失準備金の項の次に次のように加える改正規定、同表認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項の次に次のように加える改正規定、同表特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例の項の改正規定、同表海外投資等損失準備金の項の次に次のように加える改正規定、同表認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例の項の次に次のように加える改正規定、様式第二の記載要領第四号の表認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項の次に次のように加える改正規定、同表特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例の項の改正規定、同表認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項の次に次のように加える改正規定、同表特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例の項の改正規定、同表認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項の次に次のように加える改正規定、同表認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例の項の次に次のように加える改正規定並びに次条第二項の規定及び同表認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例の項の次に次のように加える改正規定並びに次条第二項の規定及び同表認定特定非営利活動法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第二号）の施行の日

新規則第二条第六十九号及び第一百五十二号の規定並びに新規則様式第一(記載要領第四号の表特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例の項に係る部分に限る。)及び様式第二(記載要領第四号の表連結法人である特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例の項に係る部分に限る。)による適用額明細書は、法人の前条第二号に定める日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の（経過措置）

らの規定に規定する特別償却限度額」とあるのは「削除」と、同条第八十二号中「第二十六

一 第二条第百十五号の改正規定（第六十一条の二十四）の下に「第六十八条の二十九を加える部分に限る。）、同条第百三号を同条第百五号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第百三号を同条第百五号とする部分を除く。）、様式第一の記載要領第四号の表共同利用施設の特別償却の項の次に次のように加える改正規定及び様式第二の記載要領第四号の表共同利用施設の特別償却の項の次に次のように加える改正規定並びに次条第二項及び第五項の規定（環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第二号）の施行の日）

二 第二条第二十六条号を同条第二十四号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第十六号を同条第二十四号とする部分を除く。）、同条第百十五号ホの改正規定（二、第六十八条の三十三、第六十八条の三十五又は第六十八条の三十六）を「又は第六十八条の三十三から第六十八条の三十六まで」に改める部分に限る。）、同条第九号を同条第百十号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第一百九号を同条第百十号とする部分を除く。）、様式第一の記載要領第四号の表事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却の項の次に次のように加える改正規定及び様式第二の記載要領第四号の表事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却の項の次に次のように加える改正規定並びに次条第三項の規定（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第二号）の施行の日

同じ。)の令和四年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人(令和二年改正法第三条の規定による改正前の法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。)の同日以後に終了する連結事業年度(同項第六号に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。)に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

2 新規則第二条第一十一号及び第六百六号の規定並びに新規則様式第一(記載要領第四号の表環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却の項に係る部分に限る。)による適用額明細書は、法人の前条第一号に定める日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

3 新規則第二条第一十五号及び第一百十一号の規定並びに新規則様式第一(記載要領第四号の表輸出事業用資産の割増償却の項に係る部分に限る。)及び様式第二(記載要領第四号の表輸出事業用資産の割増償却の項に係る部分に限る。)による適用額明細書は、法人の前条第二号に定める日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

4 この省令の施行の日から前条第一号に定める日の前日までの間ににおける新規則第二条の規定の適用については、同条第二十一号中「措置法第四十四条の四第一項又は第二項の規定

律施行規則（以下「新規則」という。）第二条の規定並びに新規則様式第一及び様式第二によつて適用額明細書（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第八号に規定する適用額明細書をいう。以下同じ。）は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。（以下同じ。）の令和三年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。）の同日以後に終了する連結事業年度（同項第六号に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

一 新規則第二条第十四条、第三十五号、第七十

(施行期日)
第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第四条第一項に二号を加える改正規定（第九号に係る部分に限る。）及び次条第二項の規定（令和五年四月一日
二 第四条第二項第七号の改正規定（第六十八条の二十四）の下に「第六十八条の二五」を加える部分に限る。）環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第号）の施行の日
三 第四条第二項第七号の改正規定（第六十八条の三十五、第六十八条の三十六を「から第六十八条の三十六まで」に改める部分に限る。）農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第号）の施行の日

一 第二条第百十五号ホの改正規定（第六十八条の二十四）の下に「第六十八条の二十五条」を加える部分に限る。）、同条第百三号を同条第百五号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第百三号を同条第百五号とする部分を除く。）、様式第一の記載要領第四号の表共同利用施設の特別償却の項の次に次のように加える改正規定及び様式第二の記載要領第四号の表共同利用施設の特別償却の項の次に次のように加える改正規定並びに次条第二項及び第五項の規定（環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第十二条第二十六条を同条第二十四号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第二十六号を同条第二十四号とする部分を除く。）、同条第百十五号ホの改正規定（一）、第六十

同じ。)の令和四年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人(令和二年改正法第三条の規定による改正前の法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。)の同日以後に終了する連結事業年度(同項第六号に規定する連結事業年度に度をいう。以下同じ。)に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

新規則第二条第二十一号及び第六百六号の規定並びに新規則様式第一(記載要領第四号の表環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却の項に係る部分に限る。)及び様式第二(記載要領第五号の表環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却の項に係る部分に限る。)による適用額明細書は、法人の前条第一号に定める日以後に終

（施行期日）
第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第四条第一項に「二号を加える改正規定（第九号に係る部分に限る。）及び次条第二項の規定（令和五年四月一日）」
二 第四条第二項第七号の改正規定（第六十八条の二十四の下に「第六十八条の二十一五」を加える部分に限る。）環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第号）の施行の日
三 第四条第二項第七号の改正規定（第六十八条の三十五、第六十八条の三十六）を「から第六十八条の三十六まで」に改める部分に限る。農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第号）の施行の日
（経過措置）
第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第四条の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第八号）第三十四条）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。（以下同じ。）この省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（所得税法等の一部を改正する正法律（令和二年法律第八号。以下「令和二年改正法」という。））の第三条の規定による改正前の法人税法第二条第十二号の七の一に規定する連結法人をいう。（以下同じ。）の同日以後に終了する連結事業年度（令和二年改正法附則百四十四条の規定による改正前の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第六号に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）に係る法人税の申告については、なお従前の例による。
新規則第四条第一項第九号の規定は、法人の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。
新規則第四条第一項第九号の規定は、法人の令和五年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用する。

一 第二条第百十五号の改正規定（第六十一条の二十四）の下に「第六十八条の二十二五」を加える部分に限る。）、同条第百三号を同条第百五号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第百三号を同条第百五号とする部分を除く。）、様式第一の記載要領第四号の表共同利用施設の特別償却の項の次に次のように加える改正規定及び様式第二の記載要領第四号の表共同利用施設の特別償却の項の次に次のように加える改正規定並びに次条第二項及び第五項の規定（環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第号）の施行の日

二 第二条第二十六条号を同条第二十四号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第十六号を同条第二十四号とする部分を除く。）、同条第百十五号の改正規定（（一）、第六十八条の三十三、第六十八条の三十五又は第六十八条の三十六）を「又は第六十八条の三十三から第六十八条の三十六まで」に改める部分に限る。）、同条第百九号を同条第百十号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第百九号を同条第百十号とする部分を除く。）、様式第一の記載要領第四号の表事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却の項の次に次のように加えられる改正規定並びに次条第三項の規定農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第二号）の施行の日

（経過措置）

同じ。)の令和四年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人(令和二年改正法第三条の規定による改正前の法人税法第二条第十二条の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。)の同日以後に終了する連結事業年度(同項第六号に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。)に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

新規則第二条第二十一号及び第一百六号の規定並びに新規則様式第一(記載要領第四号の表環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却の項目に係る部分に限る。)による適用額明細書は、法人の前条第一号に定める日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る人税の申告について適用する。

新規則第二条第二十五号及び第一百十一号の規定並びに新規則様式第一(記載要領第四号の表輸出事業用資産の割増償却の項目に係る部分に限る。)及び様式第二(記載要領第四号の表環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却の項目に係る部分に限る。)による適用額明細書は、法人の前条第二号に定める日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る事業用資産の割増償却の項目に係る部分に限る。)による適用額明細書は、法人の前条第二号に定める日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

この省令の施行の日から前条第一号に定める日の前日までの間ににおける新規則第二条の規定の適用については、同条第二十一号中「措置法定第四十四条の四第一項又は第二項の規定」これらの規定に規定する特別償却限度額」とあるのは「削除」と、同条第八十二号中「第二十六号」とあるのは「第二十一号、第二十六号」と、同号の表第三号から第二十五号まで、第十七号、第二十九号、第三十号(イ及びロを除く。)及び第三十一号の項中「第三号から第二十号十五号まで」とあるのは「第三号から第二十号十五号まで」とあるのは「第三号から第二十号十五号まで」ととする。

号、第三十号（イ及びロを除く。）及び第三十一号の項中「第二十五号」とあるのは、「第二十四号」とする。
附 則（令和五年三月三一日財務省令第
二三号）
この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附則（令和五年三月三一日財務省令第
二三号）

一 改正後の租税特別措置の適用状況の説明七等

後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（所得税法等）の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下「令和二年改正法」という。）第三条の規定による改正前の法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。）の同日前に終了した連結事業年度（令和二年改正法附則第四十一条の規定による改正前の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第六号に規定する連結事業年度をいう。）に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

(施行期日) 附 則 (令和五年四月一四日財務省令第
三六号)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、様式第一の記載要領第四号の表特定船舶の特別償却の項の改正規定及び次条第二項の規定は、海上運送法等の一部を改正する法律(令和五年法律第一号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。
(逐回告置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第三条第二項及び第三項の規定並びに新規則別記様式による適用額明細書（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第七号に規定する適用額明細書をいう。以下同じ。）は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の令和五年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る

法人税の申告及び連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下「令和二年改正法」という。）第三条の規定による改正前の法人税法第一条第十二条号の七の二に規定する連結法人をいう。）の同日前に終了した連結事業年度（令和二年改正法附則第二百四十四条の規定による改正前の組合特別割置の適用

状況の透明化等に関する法律第二条第一項第六号に規定する連結事業年度をいう。)による法
人税の申告については、なお従前の例による。
新規則別記様式(記載要領第四号の表特定船舶の特別償却の項に係る部分に限る。)による
適用額明細書は、法人の前条ただし書に規定する日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告については、なお従前
の例による。

附則（令和六年三月三十日財務省令等
二六号）
（施行期日）
第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項第五号を同項第三号とし、同号の次に二号を加える改正規定（第五号に係る部分に限る。）及び次条第二項の規定は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)
第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第四条の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三百三十四条号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

附 則（令和六年四月一二日財務省令第
三八号）
（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。たゞ、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定むる期間に係る法人税の申告について適用する。
令和七年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用する。

第一 第二条第十四号の改正規定及び別記様式の記載要領第四号の表中小企業事業再編投資資金の名号に付ける規定に
する。この施行日から施行する。

二 第二条第二十号を同条第二十号とし、同号の次に二号を加える改正規定（同条第二十号）の規定 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第一号）の施行の日

（経過措置）
第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第二条の規定及び新規則別記様式による適用額明細書（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第七号に規定する適用額明細書をいう。以下同じ。）は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第一条第八号に

」とする

第42条の項 第7条の項 第6条の項 1	と あ る の は 、	欄の金額 十六)「43」の 法規別表六(二)	1項 第42条の 7 第6条の 1	0項 第42条の 7 第11	第42条の 1項 第8項 1	2の7 第7項 1	第42条の 2の7 第7項 1	2の7 第7項 1	第42条の 2の7 第7項 1	第42条の 2の7 第6項 1
60906			006	0007	00507	00407	00307	00207	00107	00006

■(西)西日本開拓地に 在住する農業地主 又はその配偶者、 親族又は近親者	西日本開拓地に「(西)」の 記載 郵便局名	04225 正規便番号「(西)」の 記載
■(東)東日本開拓地に 在住する農業地主 又はその配偶者、 親族又は近親者	東日本開拓地に「(東)」の 記載 郵便局名	04244 正規便番号「(東)」の 記載
■(南)南日本開拓地に 在住する農業地主 又はその配偶者、 親族又は近親者	南日本開拓地に「(南)」の 記載 郵便局名	04284 正規便番号「(南)」の 記載
■(北)北日本開拓地に 在住する農業地主 又はその配偶者、 親族又は近親者	北日本開拓地に「(北)」の 記載 郵便局名	04304 正規便番号「(北)」の 記載
■(中)中部日本開拓地に 在住する農業地主 又はその配偶者、 親族又は近親者	中部日本開拓地に「(中)」の 記載 郵便局名	04334 正規便番号「(中)」の 記載
■(沖)沖縄開拓地に 在住する農業地主 又はその配偶者、 親族又は近親者	沖縄開拓地に「(沖)」の 記載 郵便局名	04355 正規便番号「(沖)」の 記載
■(東)東日本開拓地に 在住する農業地主 又はその配偶者、 親族又は近親者	東日本開拓地に「(東)」の 記載 郵便局名	04366 正規便番号「(東)」の 記載 郵便局名
■(西)西日本開拓地に 在住する農業地主 又はその配偶者、 親族又は近親者	西日本開拓地に「(西)」の 記載 郵便局名	04384 正規便番号「(西)」の 記載 郵便局名
■(中)中部日本開拓地に 在住する農業地主 又はその配偶者、 親族又は近親者	中部日本開拓地に「(中)」の 記載 郵便局名	04404 正規便番号「(中)」の 記載 郵便局名
■(沖)沖縄開拓地に 在住する農業地主 又はその配偶者、 親族又は近親者	沖縄開拓地に「(沖)」の 記載 郵便局名	04424 正規便番号「(沖)」の 記載 郵便局名

5 前号の場合において、法人が、法人税申告書の記載事項及びこれに附記すべき書類記載事項のうち別紙別表一及び別表二の(以下この項において「別紙一等」という。)に定められた記載事項について、別表一等の形式に代え、特例別表(法人税仕入控除特別割引制度(平成29年5月1日者令第2号)第10条第2項の規定による)で該当する場合に同様に別紙一等の形式によって記載をした場合は、(以下この項において同じく)、この式によつたときは前号の式の適用の趣旨に照らす別紙一等の各欄に相当する特例別表の各欄の金額(「通用欄」)の欄に、それぞれ記載すること。